

### 3. 河川整備の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備の基本理念

嘉瀬川水系河川整備計画は、流域住民が安心、安全に暮らせるよう社会基盤の整備を図ると共に、自然豊かな河川環境を保全し、歴史、文化を踏まえ、流域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、「歴史情緒あふれる自然豊かな嘉瀬川」を基本理念とします。

## 「歴史情緒あふれる自然豊かな嘉瀬川」

基本理念の実現にあたっては、次に掲げる3つの項目を基軸としつつ、これらの総合的・一体的な取り組みによることとします。

～嘉瀬川流域の風土・歴史・文化に根ざした川づくりを目指すため～

#### 治水

災害から流域住民の貴重な生命、財産を守り、安全で安心してく  
らせる川づくり

#### 利水

川の恵みに感謝し、豊かな社会が築ける川づくり

#### 環境

嘉瀬川らしい自然環境と歴史を保全、継承する川づくり

3. 河川整備の目標に関する事項

3.2 河川整備計画の対象区間

3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は嘉瀬川水系の大臣管理区間※とします。

※一級河川には、国土交通大臣が管理する区間と都道府県知事が管理する区間があります。このうち、国土交通大臣が管理する区間を「大臣管理区間」といいます。



図 3-2-1 嘉瀬川水系整備計画対象区間

表 3-2-1 計画対象区間※1

河川名	上流端	下流端	区間延長
嘉瀬川	佐賀県佐賀郡大和町大字梅野字都渡城 188 番地先の国道官人橋	海に至る	16.7km
嘉瀬川	佐賀県佐賀郡富士町大字関屋字山口 655 番 2 地先の町道橋下流端	左岸：佐賀県佐賀郡富士町大字小副川字詰谷 2326 番 3 地先 右岸：佐賀県佐賀郡富士町大字古湯字大川内 3187 番 1 地先	6.6km
神水川	佐賀県佐賀郡富士町大字下無津呂字一本松 166 番 2 地先の取水堰下流端	嘉瀬川への合流点	4.6km
嘉瀬川ダム管理区間	浦川	大串川への合流点	1.3km
大串川	佐賀県佐賀郡富士町大字大野字一本松 1082 番地先の取水堰下流端	神水川への合流点	1.2km
栗並川	佐賀県佐賀郡富士町大字栗並字九郎 2374 番 1 地先の取水堰下流端	神水川への合流点	1.0km
祇園川	佐賀県小城郡三日月町大字堀江 22 の 1189 番の 2 地先の町道堀江橋	嘉瀬川への合流点	2.0km

※官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

### 3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 20 年とします。

なお、本計画は、現在の社会経済状況、自然環境、河道状況等に基づき作成したものであり、これらの状況の変化や新たな知見及び技術の進歩等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

3. 河川整備の目標に関する事項

3.4 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3.4 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3.4.1 洪水対策

本計画における災害の発生防止又は軽減に関する目標は、昭和 38 年 6 月洪水と同規模の流量である 2,200m<sup>3</sup>/s（官人橋地点）とし、嘉瀬川ダムにより 700m<sup>3</sup>/s を洪水調節し、河道への配分流量（河道の整備目標流量）を 1,500m<sup>3</sup>/s とします。また、支川の祇園川についても、本川の整備目標と整合の取れた治水安全度を確保します。

表 3-4-1 本川の整備目標及びに本川の整備目標に相当する各支川の流量

河川名	地点名	目標流量 <sup>※1</sup> (m <sup>3</sup> /s)	(参考) 河川整備基本方針 で定めた流量 <sup>※2</sup> (m <sup>3</sup> /s)	
大臣 管理 区間	嘉瀬川	官人橋	2,200	3,400
		嘉瀬橋	2,400	3,700
		河口	2,400	3,700
	祇園川	(嘉瀬川合流点)	300	400

※1 本川の目標流量は、概ね 30 年に 1 回の確率で発生する洪水規模の流量です。

※2 河川整備基本方針で定めた流量は、概ね 100 年に 1 回の確率で発生する洪水規模の流量です。

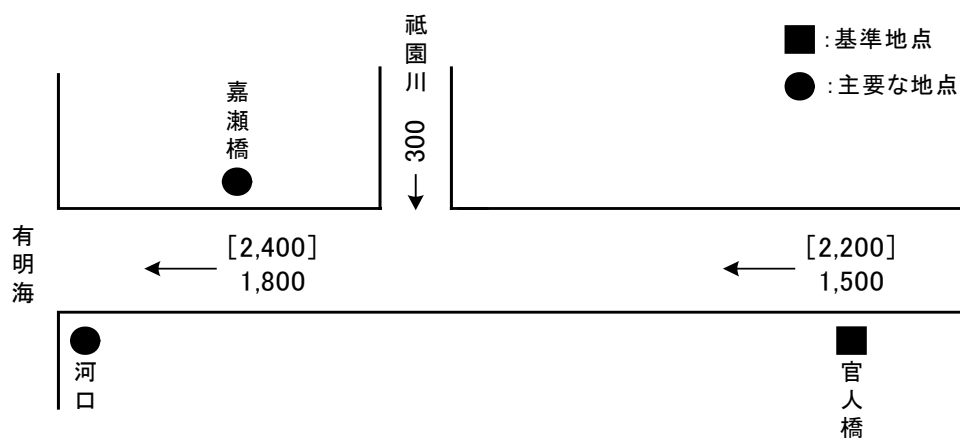


図 3-4-1 河道の整備目標流量図 (単位: m<sup>3</sup>/s)

※ [ ] 内はダム洪水調節前流量

※ 上記に示す流量は、嘉瀬川ダムによる洪水調節 (430m<sup>3</sup>/s 一定量) 後の河道整備目標流量です。

#### 3.4.2 内水対策

内水被害が発生する区域においては、土地利用状況、内水被害状況を踏まえ、佐賀導水等により被害の軽減に努めます。

#### 3.4.3 高潮対策

高潮被害が発生する区域においては、土地利用状況、高潮被害状況を踏まえ、関係機関と調整のうえ、被害の軽減に努めます。

#### 3.4.4 維持管理

維持管理に関しては、洪水、高潮等による災害の防止または被害を最小限に押さえるため、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設の適正な管理を行います。

#### 3.4.5 危機管理対策

災害時における情報の充実と共有を図るため、関係機関や地域住民等と連携して総合的な施策を展開していきます。さらに広域的な支援体制の確立、地域ぐるみの防災教育の推進等を支援し、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図り、自助・共助・公助のバランスの取れた地域防災力の構築に努めます。

### 3. 河川整備の目標に関する事項

#### 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

##### 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、取水実態等の変化を踏まえ、適正な水利使用の調整を行います。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量<sup>\*</sup>については、動植物の生息・生育、漁業等に必要な流量として、池森地点において、かんがい期、非かんがい期ともに概ね 2.5m<sup>3</sup>/s の確保に努めます。

派川多布施川においては、石井樋から概ね 1.4m<sup>3</sup>/s の分派に努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減します。

また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水利使用の調整が円滑に行われる取り組みを関係機関及び水利使用者等と連携して推進します。

表 3-5-1 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

地 点 名	期 別	流 量
池 森	通 年	概ね 2.5m <sup>3</sup> /s

<sup>\*</sup>動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止、河口閉塞の防止、地下水位の維持、河川管理施設の保護及び河川水の適正な利用を総合的に考慮して、渇水時において維持していくために必要な流量のことです。

### 3.6 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との調和を図りつつ、学識者、漁業協同組合等で構成される「嘉瀬川における魚が棲みやすい川づくり委員会」で出された提言をもとに、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう、瀬・淵を有する流れや水際環境、上下流の縦断的な連続性を有する生物の生息・生育環境の保全・再生を目指します。

また、嘉瀬川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、嘉瀬川の流れが織りなす良好な河川景観の保全・形成を目指します。

尼寺林等の歴史的遺構については、治水・環境機能のバランスの取れた整備・保全を行います。

河川空間の利用に関しては、秩序ある利用を維持し、河川の持つ多面的な機能が更に発揮されるようにします。

土砂管理については、嘉瀬川らしい瀬・淵・砂州の形成、有明海への適正な土砂供給を目標に、上流から海岸までの総合的な土砂管理に努めます。

水質については、継続的に調査を行うとともに広く情報を共有し、河川の利用状況、沿川地域の水利状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、水質改善意識の啓発、汚濁負荷の削減等に努めるとともに、水質事故対策の充実を図ります。

また、武雄河川事務所では環境 ISO を導入し、将来の世代にすばらしい地球環境と河川環境を継承していくためリサイクルなどの河川事業を推進する過程での措置、除草やゴミ処理、水質などの河川管理行為に対する措置において、環境マネジメントシステムの仕組みを活用し、継続的に地球環境と河川環境への負荷の回避・低減を図ることにより、人と自然が調和した環境にやさしいふるさとづくりを目指します。